

五月三日の会通信

15

神戸から
岡山から
徳島から
東京関東学院大学から
京都から

22 20 15 11 1

13. V. 1978

神戸から

研究とは、研究室とは何かという問いを提起しながら進行してきた、神戸大学松下研究室をめぐる民事裁判二つのうち七一年四月八日付の神戸簡裁の仮処分命令の当否をめぐって争われていた、いわゆる仮処分異議公判のほうだが、本年六月一三日、判決の言い渡しを迎えた。

判決の方向を予測してか国側の代理人たちはすべて不在。判事たちは、判決の本文だけをそそくさと読みあげて退席した。判決理由が表面的なもので終ったことが、かれらに気がさしていたか、どうか。研究とは、研究室とは、という問いも、内容ゆたかな数かずの証言も、判決理由のどこにも、わずかなかけさえとどめていない。

しかし、ついに参加というにたりる参加はなしえなかったとはいえ、二年にわたる公判過程に立ち会った者たちは、あらためて静かに、するどい憤りを胸にいだくだろう。この公判が明らかにしてきた多くのことがら、公判過程で見られたさまざまな側からのさまざまな表現は、判決とは別のところに渦巻くことをやめはしない。(N)

△通信▽所載の、この仮処分異議公判関係の主要な表現を、つきに一覧表にしておく

4号	70・10・28	△松下氏ピラ
6号	71・4・8	神戸簡裁仮処分決定書
7号	71・4・12	松下氏異議申立書
7号	71・5・1	松下氏ピラ
7号	71・5・3	脇阪氏意見書
7号	71・5・5	補助参加申立書
7号	71・5・20	国側訴状
8号	71・6・1	松下氏ピラ
8号	71・7・1	松下氏ピラ
8号	71・8・8	松下氏ピラ
号外	71・6・23	松下氏答弁書
9号	71・12・1	調書記載異議申立書
9号	71・12・1	証拠調申請書
9号	71・12・15	国側湯浅証人の発言要旨
9号	71・7・4	第一回口頭弁論調書
9号	71・9・10	民入事▽法廷へ舞いこんだ紙片
9号	71・9・15	松下氏申入書・審問請求書、特別抗告申立書
9号	71・9・22	神戸地裁決定
9号	71・9・26	特別抗告申立補充書

10号	71・10・27	口頭弁論メモ
10号	72・2・1	口頭弁論メモ
10号	72・3・8	松下氏△処分過程にかんする上申書▽（一）
10号	72・3・8	口頭弁論メモ
10号	72・4・17	口頭弁論メモ
11号	72・6・2	口頭弁論メモ
11号	72・7・5	口頭弁論メモ
11号	72・9・20	△9・20証言▽の（不）可能性へむかうレジユメ
11号	72・9・20	口頭弁論メモ
11号	72・10・25	口頭弁論メモ
11号	72・11・15	口頭弁論メモ
11号	72・12・1	口頭弁論メモ
11号	72・12・13	口頭弁論メモ
13号	72・11・15	▽当事者尋問事項レジユメ△
13号	73・1・24	国側準備書面
13号	73・1・24	口頭弁論の報告

昭和四十六年(特)第八三九号

昭和四十八年六月一三日 判決言渡
昭和四十八年六月一三日 原本交付
裁判所書記官

判決

東京都千代田区霞ヶ関一丁目一番一号

債権者

右代表者法務大臣 田中伊三次

右指定代理人 上野弘一

同 島津弘一

同 田中晃

同 村川武征

同 池谷勝昭

同 樽本治三郎

同 杉本伊太郎

同 中島揚一

神戸市灘区赤松町一丁目の一

債権者 松下昇

神戸市兵庫区菊水町一〇 夢野団地内

右補助参加人 村尾健吉

神戸市垂水区神楽台六丁目二番五―一五九

同 赤木真澄

右当事者間の仮処分異議事件につき、当裁判所は、次のとおり判決する。

主文

- 一、神戸市簡易裁判所が同庁昭和四十六年(特)第八八号立入禁止等仮処分命令申請事件につき、昭和四十六年四月八日になした仮処分決定を認可する。
- 二、訴訟費用は債務者の負担とする。

事実

第一、当事者の求めた裁判

一、債権者

主文第一項同旨

二、債務者

1. 主文第一項掲記の仮処分決定を取り消す。

2. 本件仮処分申請を却下する。

3. 訴訟費用は債権者の負担とする。

第二、当事者の主張

一、申請の理由

1. 債権者は、神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号に国立神戸大学教養部（以下、たんに教養部という。）を設置して教養部の施設たる土地建物を所有し、同大学長をして右土地建物を管理占有させているものである。

2. 債務者は、教養部ドイツ語講師として勤務していたものであるところ、債務者は、次の(一)ないし(三)記載のように教養部教員としての重要な職務を放棄し、神戸大学および教養部の管理機関の決定ないし執行機関の命令に違背し、教養部教育機関としての機能の遂行を妨げ、国有財産を損傷した。即ち、

(一)、債務者は、旧大学秩序の維持に役立つ一切の労働（授業試験等）を放棄すると宣言して、昭和四三年度第二課程（夜間課程）一般教育課程後期の債務者担当授業科目の成績表を提出せず、同年度一般教育課程（昼間課程）後期の債務者担当授業科目の期末試験の実施を拒否した。また、債務者は、昭和四四年九月一日から開始された同年度一般教育課程前期の債務者担当の授業を拒否し、教養部長事務取扱（以下、たんに事務取扱という。）の警告にも拘らず、同期の授業は行なわなかった。

(二) 債務者は、事務取扱から昭和四四年一月八日付公文書をもって昭和四三年度一般教育課程後期の債務者担当科目の成績表提出および翌年度一般教育課程後期の授業担当を要求され、授業放棄が給与法による給与減額の対象となることを通告されたのに対し、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目についてはレポート採点する意思を表明し、また、翌年度一般教育課程後期の授業時間割への債務者の授業の組入れを申し出たものの、昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定については、試験制度そのものに対する批判と称して、受講者二四三名全員に〇点をつけた。また、翌年度一般教育課程後期の授業については、債務者の授業放棄に対する給与減額措置が撤回されるまで休講を続けることと宣言して開講せず、事務取扱からの警告および休講不承認の通告にも拘らず、同期の授業を行なわなかった。そのため、教養部教授会は、債務者担当授業の受講生を他の教員の授業にふりわけ受講せしめることを余議なくされた。

(三) 債務者は、昭和四四年二月五日以来、教養部教授会を欠席し、事務取扱から同年一月一日付公文書をもって出席を勧告された後も、翌年四月一日までの間に（同年一月四日を除き）開催された同教授会に出席しなかった。

(四) 債務者は、昭和四四年三月三日、同年度神戸大学入学試験第一日目の第一試験場（神戸市立御影工業高等学校）において、同大学教職員に対して入学試験事務拒否を煽動する文面のほり紙をなし、学長事務取扱の要請を受けた事務取扱の説得にも拘らず、右ほり紙を撤去しなかった。また翌三月四日、第八試験場（兵庫県立神戸高等学校）付近において配付された右ほり紙と同旨の債務者名のビラも、同人が作成したものであった。

(一) 日目の昭和四四年一月八日、一部の学生とともに吉村毅助教授担当の英語の試験場（教養部学舎L1教室）へ試験開始前に侵入してこれを占拠し、試験の実施を中止するのやむなきに至らしめた。また、同日、一部の学生による妨害のため混乱していた萩野目博道教授担当の英語の試験場（教養部学舎C40一教室）に立入り、受験生の前で受験拒否をしそうする文書を板書した。

(二) 債務者は、昭和四四年一月三日、同人の処分を審議する教授会の公開を要求して、一部の学生とともに会議中の教養部教授会の会場に入り込み、同教授会を中止するのやむなきに至らしめた。また、昭和四五年四月八日、一部の学生とともに教養部教授会開催予定時刻の約一時間前から会場への通路に坐り込んで教授会開催を困難ならしめ、事務取扱の退去命令にも応じなかった。

(三) 債務者は、昭和四四年八月八日の神戸大学各舎の学生らによる不法占拠状態解除後、しばしば教養部学舎廊下の壁扉等にマジック・インクで落書きをしたが、同年一月八日、前記L1教室を占拠した際同教室内の壁にマジック・インクで落書きをした。また、同年一月下旬から昭和四五年一月月上旬にかけては、教養部学舎の多数の教室の黒板の全面に白ペンキで落書きを大書し、授業に支障を与えた。更に、同年三月に教養部当局により汚損箇所が修復された。後、債務者は落書きを止めなかった。

(四) これからの行為は、国家公務員法第九八条第一項および第一条第一項の規定に違反するものである。そこで、任命権者である神戸大学長事務取扱は、昭和四五年一月一日同日法第八二条第一ないし第三号の規定により債務者を懲戒処分として免職した。

3. 右懲戒処分（以下単に本件処分という）手続は、次のとお

(五) 学長事務取扱が、神戸大学評議会の議に基き、昭和四四年八月七日および同八日、同大学学舎等の不法占拠状態を解除するため、右学舎等の不法占拠者に対し退去命令を発し、大学当局の許可なき者の各学舎構内への立入禁止を命令した際、債務者は、これらの命令に従わず、右両日にわたって教養部学舎内に残留して退去しなかった。

(六) 債務者は、昭和四四年八月八日に不法占拠状態が解除されたところのB一〇九教室を、再々の事務取扱からの使用禁止、明け渡しの通告をも無視して、同年九月一日から翌年二月二十八日まで一部の学生とともに不法占拠して無断使用した。その結果、正規授業のための同教室の使用が妨げられた。

(七) 債務者は、昭和四四年九月二四日、一部の学生とともに日目の同年八月一日、一部の学生とともに小林正光教授の化学の教授が行なわれるB一〇九教室に入り込んで同教室の教壇を占拠し、同教授の抗議や事務取扱らによる退去説得にも応ぜず、いったん室外に連れ出された後も再び室内に立入って教壇の占拠を続けて同教授の授業実施を中止するのやむなきに至らしめた。

(八) 債務者は、昭和四四年九月二四日、一部の学生とともに教養部N四〇一教室の入口付近に坐り込み、同教室において行なわれる湯木昭八郎講師を担当主任とする生物学実験の授業を中止するのやむなきに至らしめた。

(九) 債務者は、昭和四四年九月二四日、一部の学生とともに、一部の学生とともに、教養部学舎の正門およびB棟入口に机、椅子等を持ち出してバリケードを築いて同学舎の一部を封鎖し、右九日の教養部の授業の多くを中止するのやむなきに至らしめた。

(十) 債務者は、昭和四三年度一般教育課程後期末試験第一

り適法になされた。即ち、まず教養部教授会は、昭和四五年三月一八日本件処分に関する事実調査委員会をつくり、同年四月一日その報告を受けて債務者を懲戒処分にするのが適当である旨を議決し、次いで、学長事務取扱から債務者についての処分案の提示を受けた評議会は、同年七月三十一日債務者に審査説明書を交付するとともに、同年八月二一日および同月三十一日の両日にわたって債務者から口頭で陳述を受け（併せて書面陳述書の提出も受けた）、更に同年九月一日参考人八名からも書面で陳述を受けたうえ、翌二日債務者を懲戒免職処分にすることを決定し、同年一月一日処分説明書案を承認した（同月一日には人事院から債務者に対する懲戒手続進行の承認を受けた）。そして、任命権者たる神戸大学長事務取扱は、同月一六日債務者に対する本件処分の発令と同時に懲戒処分書および不服申立てについての説明も付した処分説明書を債務者に交付した。以上のとおりの手続を履践したものであって、本件処分の手続には何らの瑕疵もない。

4. 債務者は、教養部ドイツ語講師として別紙目録記載の研究室（以下単に本件研究室という）の使用を許されていたが、右免職処分によりその使用を許されなくなったにもかかわらずその後も本件研究室の使用を継続するので債務者は、教養部長を通じて債務者に対し昭和四五年一月一六日、同月二六日、同年一月一六日、同月一七日、同年一月二五日および同月一七日と五回にわたって本件研究室の明渡しを要求したにもかかわらず債務者は、右要求に応じない。

5. 保全の必要性について
ところで、教養部文科系教官の昭和四六年三月現在の現員数は七五名（但し、債務者を除く）であるのに対し、教官研究室（個室）は七一室であって二名同室の研究室が五室存

在している。従って、右の二名同室の研究室を一人使用しなくてはならないのに、債務者が従前どおり一室を利用されることは、教養部文科系教官の研究活動に不便を強いることになるばかりか、同年四月からの新年度には現員一名の増加が決定されており、債務者が四月以降も本件研究室の使用を継続すれば、教官に対し現在以上の不便を強いなければならない。教官の研究活動に著しい支障を生ずることになる。なお、既に、中川努教官が本件研究室に入室することになっているが、いまだ入室できないでいる。

また、債務者が本件研究室を使用するに伴い、同人に同調する一部学生が本件研究室に出入りして楽器を演奏したりして喧騒をさわめ、更に、本件研究室やその付近の研究室、施設に債務者あるいは右学生らによる落書が行なわれ、付近研究室入室教官の研究使用を不可能にしているうえ、債務者や一部学生は、本件研究室を本拠として教養部建物の窓ガラスや扉の破損、建物への落書、教室の無断使用、授業妨害および入学試験の妨害等を行ない、大学の管理運営に重大な支障を与えているものであり、債務者らによる昭和四十六年四月一二日の神戸大学入学式の妨害も予想される。

債権者は、債務者を被申請人として神戸簡易裁判所に対し仮処分申請（昭和四十六年（ハ）第八八号立入禁止等仮処分命令申請事件）をし、同裁判所は、同年四月八日「債務者は、別紙目録記載の研究室に立入る等して、同室に対する債権者の使用を実力をもって妨害してはならない」という仮処分決定がなされた。

そこで右仮処分決定の認可を求める。

- 二、申請の理由に対する答弁および主張
1. 本件処分は、その内容に次のとおり重大かつ明白な瑕疵があるから無効である。

(一) 同2(二)の記載の落書を処分理由とすることは債務者の論文等の表現と同じ比重と方向性で表現されたものを落書として消去したうえ、それを処分理由とするもので処分者の表現意識の低劣さを示すものといふべく、それは正当な処分理由とはなり得ない。

2. また、本件処分は、処分過程における手続にも次のとおり重大かつ明白な瑕疵があるから無効である。

(一) 教養部教授会が昭和四十五年三月に設置した調査委員会なるものは本件処分に関する調査委員会ではなく、教養部における授業の時間割に関する調査委員会である。かりに、それが本件処分に関する調査委員会であるとしても、その構成および活動内容は教授会メンバーにすら秘匿したままで、しかも、右委員会では当事者たる債務者に対し陳述および反論の機会を与えていない。従って、右委員会が同年四月一五日になした報告は本件処分のための報告とみることはできない。

(二) 教養部教授会は教授会出席者の三分の二以上の賛成をもって債務者を懲戒処分にする旨の議決をしておらず、ただ処分程度について意見分布をとったに過ぎない。また大学の自治および学部自治のためから、懲戒処分はその具体的内容をも当該学部が議決することが慣行となっている筈なのに、教養部教授会は本件処分の場合には懲戒処分の具体的内容についてまでは決定していない。

(三) 神戸大学の教授会では慣行上人事に関しては調査報告と同じ日に処分についての採決がなされることはないにも拘らず、本件処分の場合に右慣行が無視されている。

(四) 助手は教養部教授会にオブザーバーとして参加する権利を持ち、また、学長および教養部長選挙の投票権を持って

(一) 申請の理由2(二)記載の事実のうち債権者が○点採点をしたことは教養部教授会で承認されているから正当な処分理由とはなり得ない。

(二) 同2(三)記載の教養部教授会欠席は正当な処分理由とはなり得ない。

(三) 同2(四)記載の紙およびビラ作成を処分理由にするならば一切の思想、表現を処分することになって不当でありそれは正当な処分理由とはなり得ない。

(四) 同2(五)記載の事実のうち不退出の事実はなく、仮りにあったとしても退去命令の根拠が明らかにされていないから退去命令に従わなかったとしてもそれは正当な処分理由とはなり得ない。

(五) 同2(六)記載の不法占拠が処分理由とされているが、B一〇九号室を中心に展開されている自主講座運動こそが空間の意味を最大限に生かしたものであって、B一〇九号室はいかなる参加者にも平等に解放されていたものであるからそれは正当な処分理由とはなり得ない。

(六) 同2(七)記載のような事実はない。

(七) 同2(八)記載の授業を中止させたことはなく、右授業は実質的に休講になったに過ぎない。

(八) 同2(九)記載のような事実はない。

(九) 同2(二)記載の事実のうち荻野目博道教授担当の英語の試験場で受験拒否をしそうする文書を板書したことは相手の心的内部に影響を及ぼす表現行為をしたにすぎないからそれは正当な処分理由とはなり得ない。

(一〇) 同2(一〇)の記載によると、債務者が教授会の開催を中止させ、また、その開催を困難ならしめ退去命令にも応じなかったことになっているが、債務者は右教授会に出席する資格を有するものであって、それを妨害したというような事

いるにも拘らず教養部教授会が債務者の処分問題を取りあげた昭和四十五年四月八日の教授会では助手の投票権は勿論発言および傍聴も認められなかった。

(一) 神戸大学評議会は、本件処分を決定するに際し、債務者に対し昭和四十五年八月二日および同月三十一日の二回に陳述の機会を与えたのみであって、それ以上の機会を与えなかった。また、同評議会は、債務者が参考人一六名の直接口頭による意見陳述を申請したにも拘らず、僅か四名からしかも債務者の口頭陳述終了後に、文書による間接的方法で意見を聴取するにとどめた。

(二) 本件処分は、重大かつ明白な瑕疵がないとしても、神戸大学には、教官の退職、転任後も希望する必要期間が研究室を使用できる慣行が存在するものであるから、債務者も本件研究室を必要な期間使用することができる。

(三) 申請の理由5記載の主張は争う。教養部において研究室が不足しているのであれば、A四三〇号室およびB四〇七号室が使用されなければならないにも拘らず右両室とも使用されていないし、債務者も研究室不足のために本件研究室の共同使用の申出があるならばいつでもそれに応じる用意があり、また、本件研究室と授業、入試妨害とは関係がないから、本件仮処分の必要性はない。

第三

1. 証拠関係

債権者

(一) 甲第一、第二号証、甲第三、四号証の各一、二、甲第五ないし第一五号証、甲第一六号証の一ないし四〇、甲第一七号証の一ないし三、甲第一八号証の一ないし六、甲第一九、第二〇号証および甲第二一号証の一ないし七

(二) 証人湯浅光朝

(三) 乙第一ないし第三号証、乙第六号証の一、二、乙第七お

よび第九号証の成立はいずれも認める。その余の乙号各証
ずれも知らない。

2. 債務者

- (一) 乙第一ないし第四号証、乙第五号証のA、B、乙第六号証の一、二、乙第七号証、乙第八号証の一、二、乙第九、第一〇号証、第一一号証の一ないし八および乙第一二号証の一ないし六

(二) 証人讃岐田訓および同赤木真澄

(三) 債務者本人

(四) 甲号各証の成立はいずれも知らない。

理由

- 一、申請の理由1記載の事実は債務者において明らかに争われないから、自白したものとみなす。
- 二、証人湯浅光朝の証言により真正に成立したものと認められる甲第一、二、三号証によれば、債務者が申請の理由2記載の処分理由により本件処分を受けたことが一応認められる。
- 2. 同証人の証言により真正に成立したものと認められる甲第一、二、三号証および同証言を総合すると、本件処分理由とされた事実はその存在が一応認められる。
- 三、そこで、先づ、債務者が主張するように本件処分の内容に重大かつ明白な瑕疵があるか否かにつき判断する。
- 証人讃岐田訓の証言および債務者本尋問の結果によれば、債務者が昭和四三年度一般教育課程後期授業科目の成績判定で受講生全員に〇点採点したことは教養部教授会でも承認されていたことが一応認められるので、右の〇点採点が本件処分理由の一にされたことは不当であるが、その他の本件処分理由を総合して勘案するならば、本件処分は、いまだその内容に重大かつ明白な瑕疵があると認められない。

四、次に、債務者は本件処分の手続に重大かつ明白な瑕疵がある旨主張するので、以下判断する。

- 1. 学校教育法第五九条、教育公務員特例法第五条第二ないし第五項、第九條、第一〇條、第二五條第一項第四号、国家公務員法第八五條、人事に関する権限の委任等に関する規程（昭和三二年七月二二日文部省訓令）第三條第一項、国立大学の評議会に関する暫定措置を定める規則（同二八年四月二二日文部省令第一一号）、神戸大学評議会規程第四條第二項、第六條、第七條、神戸大学教養部教授会規程第二條、第四條第二項、第五條、第六條、第七條の各規定と前項証人湯浅の証言によれば、本件処分に必要な手続は、まず法制上にあつては、神戸大学評議会がその審査にあたり債務者に対し審査説明書を交付して陳述の機会を与え、必要あらば参考人の出頭を求め、またはその意見を徴したうえ評議員の過半数の出席のもとに有効投票の過半数で懲戒処分を付することを決定するとともに、任命権者が人事院に懲戒手続進行の承認を得たうえ、任命権者が右決定に基き債務者に対し不服申立てができる旨およびその申立期間をも同時に記載した処分説明書を交付して懲戒処分を行なえばたりうのであるが、ただ、神戸大学における慣行として、評議会における審査以前の段階に債務者の所属する教養部教授会において教官人事に関する事項を審議することが要求されており、その議決には構成員の過半数の出席のもとに出席者の三分の二以上の賛成が必要とされていることが一応認められる。
- 2. そして、前項証人湯浅の証言により真正に成立したものと認められる甲第九ないし一一号証、前項甲第一二、一三号証および同証人の証言によれば、本件処分にあたつては債権者は申請の理由3記載のとおりの手続を履践したこと、教養部教授会が債務者を懲戒処分することを適当と認める旨の議決をするにあつてはその構成員の過半数の出席のもとに出席者の三分の二以上の賛成が必要とされていることが一応認められる。

二以上の賛成を得たこと、および、評議会での本件処分の決定は評議員の過半数の出席のもとに有効投票の過半数をもってなされたことが一応認められる。

3. そこで、申請の理由に対する答弁および主張の項2で債務者が重大かつ明白な手続上の瑕疵として主張する事由について考えてみる。

(一) について
教養部教授会が昭和四五年三月一八日本件処分に関する事実調査委員会をつつたことは前記2で認定したとおりであり、右委員会について債務者主張のような事実があつたとしても、それが前記1認定の本件処分に必要な手続の瑕疵となるとは認められない。

(二) について
教養部教授会が債務者を懲戒処分に付することが適当である旨を議決したことは前記2認定のとおりであり、債務者主張のような慣行の存在はこれを認めるにたる証拠がない。

(三) について
債務者主張のような慣行はこれを認めるに足る証拠がない。

(四) について
前記神戸大学教養部教授会規程第二條によると、教授会の構成員は教授、助教授および講師とされているが、同規程第七條によると部長は必要に応じ教授会にはかり構成員以外の者を教授会に出席させることができることになっている。しかし、債務者主張の教授会において助手に出席権が与えられたことはこれを認めるにたる証拠がない。

(五) について
債務者主張のような事実があつたとしても、前記1認定の本件処分に必要な手続に欠けるところはないこと勿論である。

4. してみると、本件処分の手続には重大かつ明白な瑕疵がある

ということではできない。

五、更に、債務者は、本件処分が有効だとしても、神戸大学には教官の退職、転任後も希望する必要期間は研究室を使用できる慣行が存在するから、債務者は本件研究室を使用できる旨主張するが、本件全疎明によるも右慣行が存在することは認められないから債務者の右主張は理由がない。

六、そこで、更に進んで仮処分の必要性につき判断するに、前記認定事実によれば、債務者は本件処分により本件研究室を占有機関として使用し得る地位を喪失したことが明らかであるから、本件仮処分の必要性があることはいうまでもない。

七、よつて、債務者の本件仮処分命令申請は理由があるから、さきに右申請を容れてなした前記仮処分決定を認可することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第八九條を適用して本文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第三民事部

裁判長裁判官

山田 鷹夫

裁判官田中観一郎、同小川良昭はいずれも転任につき署名捺印することができない。

裁判長裁判官

山田 鷹夫

目録

神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在

国立神戸大学教養部建物A棟四階四三〇号室

(面積 一九・四四平方米)

以上

右は正本である。

昭和四八年六月十三日

同庁裁判官書記 笹川 宏 印

うにしていく、その△学生▽管理機構のみが正常に動いている。坂本氏の運動はこのような△大学▽管理機構そのものに切り込む鋭いものであったがゆえに、谷口反動体制は岡大はじまって以来「懲戒免職」に追放というなりふりかまわぬ超反動路線でのぞんできたのだ。

このように、現在の大学管理体制に少しでも疑問をもち、反抗し告発するもの、または管理に組み込まれることを拒否するものに対しての「みせしめ」として「じゃま者はこうなるのだ」という暗黙のおどしをこめて、圧殺されんとすることをわれわれは決して見過してはならない。△圧殺▽への無言の加担者となり、大学権力を内から支えていくことは自らの首にかけられた輪を自分でしめていくことでもあるのだ。谷口反動体制とそれを支える一切のものを撃て、「学生」として「職員」として「教官」としての（既成性における）内なる大学権力を撃て。

一切の追放▽圧殺の執行を許すな！
当局は、五月八日で「処分」は下されたとして今後、「関係者以外立入禁止」という教養部△教室▽空間の官僚的独占の論理をもって、坂本氏を△一〇三▽を無人化し、教養部におけるわれわれすべての表現の権利・空間を領有し共同管理していく権利をうばっていくであろう。△一〇三▽は今までかくされていた△大学▽管理体制の暴虐性を更にさらけ出すであろう。「教官」や「学生」や「職員」がそのもの自体としては（その既成性において）この体制を支えていることを物理的に目に見える形で見せてくれるであろう。そして更に、この大学の浮かぶ市民社会が国家権力▽警察▽機動隊・軍隊に支えられていることも……。

我々はこのファッショ的「処分」を一切認めないという立場からこの追放▽圧殺の攻撃と対決していくつもりです。予想される△一〇三▽△研究室▽・宿舎RB三〇二からの強制立ちのきに対し、われわれはそこに存在しつづけるでしょう。すべてのみなさんが、

授業・ポイコット・職場放棄し、△一〇三△に集まれんことを望みます。

この「処分」を許しておいて「筑波粉砕」などありえない！
学生の福利厚生施設である△寮▽をくずれおちるまで放置したり、文部省の言うとおり授業料をすんなり三倍化したり、全国で最も多くの低賃金の臨時職員をこきつかったり、スモン病患者圧殺をはかる小坂を医学部長としたり、学生の抗議にはすぐに機動隊の力を用いて鎮圧し六八年以来百名以上の学友を権力で売ったり……数限りない暴虐を我々学生▽教官▽職員に対して加えてきた谷口反動体制は、いよいよなりふりかまわぬ「処分」の牙をむき出し、文字どおり大学ファシズム化の旗手となってきました。二〇数名の評議会のその数名の執行部による今回の強引な「処分」決定は「学長独裁制」による中央集権化という筑波法案をまさに先どりするものです。全国レベルですすんでいる教育の反動的再編は「筑波▽新大管法」という法制化を先どりした形でなくずし的に各大学において具体的に進行していくものです。今回の坂本「処分」も京大の竹本「処分」や徳大の山本「処分」と同時的に一挙になされておられ、この「処分」粉砕なくして、「筑波粉砕」など語れるはずがありません。ファシズム化する大学に巨大な歯止めを！（おわり）
七三、五／九

（「幻の全学ストライク」片山恵子の子供達」より）

徳島から

資料 1.

在学期間延長願

指導教官認印

昭和四七年三月一五日願出

徳島大学長 殿

徳島大学大学院医学研究科第四年次

氏名 浜 本 多恵子 ㊟

保証人

氏名 山 本 光 代 ㊟

このたび下記により引続き在学したいので御許可下さるよう保証人連署をまっております。

記

一、在学期間 昭和四八年三月三一日まで

一、理由 単位未修得 および学位論文未完成

資料 2.

徳大医学第三九一号

昭和四七年三月二八日

徳島大学長 殿

徳島大学大学院医学研究科委員長

徳島大学医学部長 四方 一朗 印

大学院医学研究科学生の在学期間の延長について（報告）

このことについて、下記の者から別紙のとおり願出があり、昭和四七年三月二三日開催の本研究科委員会で審議の結果、別紙理由

により在学期間の延長は承認すべきでないと議決されましたので報告します。

記

医学研究科第四年次 浜 本 多恵子

浜本多恵子在学期間延長不承認理由書

一、大学院学生として、指導教官の指導に従わないことがあった。
二、昭和四六年四月一日から昭和四七年三月三一日までの在学期間の延長に際し、医学研究科委員長および指導教官梶本教授から、研究態度につき厳重な注意を与えたにもかかわらず、これを履行しなかった。
三、昭和四七年四月一日から一年間在学期間の延長を認めても、成果の見込みがあると考えられない。

以上により、教育的見地から在学期間の延長は適当でないと判断した。

資料 3.

昭和四七年行(ウ)第二号
行政処分取消請求事件

昭和四八年四月二七日

右原告訴訟代理人

原告 浜 本 多恵子

被告 徳島大学長

準 備 書 面 御中

徳島地方裁判所 御中

一、院生は、研究主体ではなく、管理の客体である。という思想が被告主張の根拠にある。

東京・関東学院大学から

裁判闘争を開始するにあたっての決意表明

河村 隆三

キリスト教精神をかかげて発足したこの関東学院大学で、神学部が廃止されてからも大分たちます。そして、さきごろ青山学院大学でも神学部が廃止されました。キリスト教精神のもとで「イエスは死を宣告されようとしています」。

キリスト教徒でない私が、このことについて発言する資格はないかも知れない。しかし、このことの中に、私は現在の大学の本質的な堕落を感じざるをえないのです。学生数の少いこと、卒業後の就職のこと……など、廃止の理由を数え上げることのなかで、今大学はその存在に必要な何かを失いつつあるように思います。

教育が人間と人間社会に役立つだけでなく、というわけではないしかし社会的に有用な教育という名の下で、今の社会に有用な教育として、結果的に資本主義社会に役立つ人間だけを育てているという現実がそこにはありはしないか。「役に立つ」ことだけが、私達にとって全てなのだろうか。公害問題の激発はこの考え方の結果ではなかったのだろうか。

一九六八年以降、本学においても学生諸君による学問、教育、大学の存在意義などに対して根源的な問いかけと、それを求める諸闘争が展開されました。不幸にしてその内容の未整理として、鋭い問題提起とは裏腹に、グバルトとともにあまりにも政治主義的な運動として結果し、それを解決することなく闘争が、「おさまって」しまいました。そして何も解決されなかったことの証しとして、昨年の授業料値上げ問題、自治会問題において、大学当局の手になる非暴力宣言と、それに基づく緊急処置要綱、これを発動した学生処分など、従来と同じ発想で、しかし、従来以上にはっきりした形で、私

達に攻撃がはね返ってきています。

私は、非暴力宣言が、国家の暴力に言及しないで一般的に語られた学生諸君の暴力だけを対象にした点を批判し、緊急処置要綱が、管理面のみを考慮したものにすぎないとして反対してきました。そして、「要綱」にもとずき、単に授業を妨害したという理由で行なわれた四名の学生に対する除籍処分については、教育の場が、支配と秩序の場ではなく、問題点を相互に確認しあう中で解決を計ろうとする場であると考え、この処分が誤ったものであると主張してきました。そして最終的な手段として、大学当局に反省を求める意味で昨年一月、一教員として良心から授業ボイコットをあえて行いました。しかし当局は、この私の行為を真剣に受け取めようとはせず、教授会出席等一切の権利を停止するとともに、私が授業ボイコットの中止を明らかにした段階で、「自宅研修」という名の下で処分を行い、大学への出勤を禁止しました。そしてこの処分は半年単位に二回も延長され、いつ処分が解除されるのかも語ろうとしません。私はこれまで解決のために、当局と文書での話し合いを試みて来ましたが、当局はこれを無視し続けています。そしてこの間大学内では、ピラを配ったとしてM氏が、また一方的判断に基づきK氏が解雇されるなど、「魔女狩り」的状况が行なわれています。このような状況を座視すべきでないと思います。

法廷闘争が一番良い方法とは思わないし、またそこで問題が解決するわけでもありません。私に残された数少ない手段の一つとして、また今後新たに闘いを開始するための転機として、あえて法廷での対決を決意しました。そこで、私の行為主張を再確認するとともにここに示された大学の堕落とその回復のために、私がなにをしなければならぬかを考えてみるつもりです。もはや退却は考えておらず、私の全力をあげて努力するつもりです。

昭和四十八年六月十五日

河村助教の学園復帰を支援する会

我々の友人である関東学院大学助教河村隆二氏は、ここ一年余にわたり同氏に不法、不当な抑圧を加えてきた大学当局を相手に、裁判闘争を行なわねばならぬ事態に至りました。ここに河村氏の決意表明と、関係する仲間と設立した「支援する会」の趣意書をお送り御賛同と御支援を要請する次第です。

「趣意書」

六十年代後半から、全国の大学において、学生諸君による教育闘争が闘かわれた。そこにおいては、現在の教育の根底に対する問いかけが行なわれた。この巨大な闘争は、左右を問わず、古い大学の中でのはほとんど過ぎてきた全ての大学人、なかでも大学を支えていると称された教員層に対して、その立場の本質的再検討と、それに基づき具体的な行為を要求した。

この闘争の中で、いわゆる「進歩的」「民主的」文化人達は、彼らがしよせん自己に関係のない問題においてのみ進歩的で民主的だということが露呈された。自己の研究室が閉鎖されたときに、自己の犯して来た犯ら、積極的ではないにしろ権力に加担して来た事実、それらを真剣に考えるのではなく、「神聖な学園」を土台で踏みしめる「暴力学生」に対して機動隊の導入と、それによる学園の精神的物理的破壊を求め、あまつさえ、機動隊の陰で石を投げるまでに墮落せしめたのは、大学教授達だった。

我々は、現代教育体制の根底に迫る学生諸君の闘いが、国家権力による暴力的弾圧と、ありとあらゆる分裂策動の前に圧殺されたことを残念に思うと同時に、それを許してしまった我々の力不足を痛苦をもって自己批判せねばならぬ。

と同時に困難な状況の中にありながら、教育者としての良心と信念を貫いた全国の教員諸氏に対して、我々は深い敬意を表明するとともに、来るべき明日まで、別々の道を歩んでも最後に勝利の声を

ともにあげる日まで闘い続けることを明らかにしたい。我々が河村氏の法廷闘争を支援することは、まさにそうした思想の現われにはかならない。

河村氏の属する関東学院で、七十一年春以降の授業料値上げ問題、学園自治会問題において、大学側の対応は権力者の思想でしかなかった。学費値上げに関する説明会は開かず、自治会は大学当局に都合の良いものしか承認されず、大学の「管理運営」のために機動隊が導入され、ガードマンが常駐した。そうした暴力的弾圧体制の下で、非暴力主義の名のもとに、弾圧規則として「緊急処置要綱」を強引に成立させ、処分と恐迫を武器に学内支配秩序を作り上げた。ここには、学ぶ者に対する教育者としての権威失墜を権力指向によって補おうとする姿しか見えない。

河村氏が、授業妨害を理由に除籍処分された学生諸君の処分に反対したのも、本質的にはこのような点にあったといえよう。まして授業妨害の内容が、授業開始に先立ち討論を呼びかけただけであって、教授会決定すら四十七対四十六という、当局の論理からしてもはなはだ無理な処分であった。だからこそ、この処分に抗議して河村氏が授業をボイコットを表明するや、自己の無茶なやり方を陰蔽する必要に迫られたのだ。授業ボイコットの中止を明らかにした後も今日まで続いている氏への処分（教壇に立たせない。単位認定権を認めない。教授会等全ての会議に出席させない、そして登校禁止として自宅研修）がそれである。

あまつさえ、大学当局は、河村氏の学園復帰の条件として、学生運動を支持したこれまでの氏の態度の自己批判と今後当局の考え方と方針に忠実に従う旨の確約を公表せよと迫っている。

我々は河村氏の問題が個別関東学院大学の問題に止るものとは思わない。いまや学生諸君の運動を圧殺し、次いで学内の造反教員を処分しようとする権力にたいし、今なお教育を真剣に考え、苦悩している人達全ての問題なのだ。だからこそ、この法廷闘争は勝利せねばならない。

(18頁下段へつづく)

京都から

京大助手竹本信弘氏を強盗予備の疑いで、指名手配している埼玉県警は、六月廿日、同氏隠避の疑いで、松下昇氏宅ほか家宅捜索。さらに同二八日・二九日の両日に亘り、各地の救援組織や個人宅を捜索した。

捜索令状の要旨(その一例)

昭和四八年六月十八日 浦和地裁発行 竹本信弘の隠避に関する証拠物件・書類その他これに関連するもの

捜索箇所

神戸・岡山・徳島・京都・名古屋・福井(関係者が通信を交換しまたは出かけた各所であり、尾行・内偵のあったことが充分に考えられる。さらにその発端は、後記京大評議会との関係)

押収物件

各種の印刷物・パンフ(松下昇表現集・京大新聞など)からバイト先の地図まで。(後記参照)

いま、「教官処分」の問題は、あらたな段階に入っている。そして、権力にとっては、その「救援」があるいはその処分反対の主張が、反権力の運動でありかつ、権力の抱えている矛盾に鋭く迫るものであることの意味が、ようやく分ってきているらしい。

以下の諸資料は、その情況を示す一部である。ぼくたちがそこらなにを再構成し、情況をどのように自己のなかへととりくむかはぼくたちひとりひとりの自由である。明らかなのは、ぼくたちの創造力が、権力の想像力を凌駕しつづけるであろう、ということだ。どのような暴力をもってしても、民衆の創造力を圧殺することはできないのだ。

資料 1.

前略

同封した封筒の中には、△私Vが二月二十二日付および五月三日付文書でのべた△竹本信弘V氏からの文書(複数)の一部が入っており、それらの文書には△竹本信弘V氏の署名捺印のあることを△私Vは確認しています。

ただし、貴評議会が、これを開封するためには、△私Vからの、この件に関する行動を委託されていることを示す△文書V(署名捺印のあるもの)をもつ人間の立ち会いを必要としますので申しさせていただきます。

昭和四八年六月三日

松下昇 印

京都大学評議会 御中

資料 2.

前略

昭和四八年五月二四日付のお手紙拝見致しました。御請求の委任状の件ですが△竹本信弘V氏はすでに複数の委任状を作製しており、そのうち私が提出可能な委任状について左記の点についてどうすればよいのか分りませんので至急御回答下さい。

記

- 一、委任状は原△本Vを提出するのか
 - 二、委任状は△コピーVを提出するのか
 - 三、委任状と陳述請求との関係はどうなっているか
- 以上
- なお、現在△竹本V氏には参考人についての希望と陳述に必要な関係書類、記録、その他事実及び資料の提出の準備があるとのことでしたので申し添えます。

昭和四八年六月三日

資料 4.

(基)様式第三六号(刑訴第二二二条第一二〇条規則第九六条) 押収品目録 交付書

被疑者竹本信弘に対する犯人隠避被疑事件につき、本職は、昭和四八年六月二〇日兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一の五 松下昇方において、左記目録の物を押収したので、この目録を交付する。

昭和四八年六月二〇日

兵庫県警察本部警備課

司法警察員警部補 久木田 豊 印

松下昇殿 押収品目録

坂本守信宛の封書	松下昇名入り(便せん五枚在中)	壱枚
坂本守信宛の封書	山本光代名入り(ピラ一六枚入)	壱枚
片山恵子宛の封書	竹本信弘名入り(申入書等一二枚在中)	壱枚
びんせん(記載一三枚)		壱冊
略図(高松稲荷行(中鉄)名入り)		壱枚
メモ書五枚綴(七三/六/一二入り)		壱枚
メモ(六・七×一〇三×(不)可視のバリケード連合△陳述△大会名入り)		壱枚
郵便紙(坂本名入り)記載九枚		壱冊
御礼状(四八・三 吉日入り)		壱枚
書留郵便物受領証(福大 竹本信弘名入り)		壱枚
書留郵便物受領証(南山大学 竹本信弘名入り)		壱枚
封書(カンパ)資料五一枚入り		壱枚
封書(竹本信弘関係資料二二枚入り)		壱枚

資料 3.

京都市左京区吉田本町 京都大学本部内 京都大学評議会 殿

神戸市灘区赤松町一丁目一番地 松下昇 殿

貴殿からの六月三日付けの京都大学評議会あての文書について、左記のとおり回答します。

記

- 一、委任状(竹本信弘氏の署名または印鑑証明つき記名押印のあるもの)は、原本を提出すること。
- 二、一の委任状は 六月二十日までに京都大学評議会あて提出すること。
- 三、竹本信弘氏が貴殿を代理人として陳述請求をしたことを証明するものとして一の委任状が必要であること。
- 四、一の委任状が期日までに提出されない場合には、三の陳述請求は無効となり、竹本信弘氏の陳述の機会がなくなることを。 昭和四八年六月九日

京都大学評議会事務担当部局

京都大学庶務部庶務課長

馬越 頤 一

神戸市灘区赤松町一丁目一番地

松下昇 殿

山本光代 殿

資料 8.

抗議と要請

一九七三年六月二十八日午後
教養部 池田浩士

今回のわたしの「研究室」および「居室」にたいする強制捜索はまったく何一つ正当な根拠をもたぬ不当・不法なものである。

両方あわせて数十人の私服と二個小隊の機動隊を動員・投入し合計四時間をついやしておこなわれた捜索の結果が、「居室」の場合には押収品目ゼロ、「研究室」では被疑事件とのつながりがきわめて疑わしい文書コピー二通にすぎなかったという事実が、この不当性不法性を如実に物語っている。竹本助手処分に異となえる人間にたいするこのようななりふりかまわぬ弾圧は、日々じわじわとわれわれ国民の生活に土足でふみいつてきて、いるファシズムの姿を、われわれの目のまえにあきらかにした。

竹本助手処分にたいする自由な意見表明がこのようなかたちでただちに国家権力・警察暴力の介入をまねくとすれば、もはや評議会による処分審査が大学の自律性にもとづく公正なものでありうるという保障は、なにひとつ存しなくなったといわねばならない。

わたしは、今回の捜索の不当であることに強く抗議するとともに自律性を侵犯された京都大学評議会が、京都府警・埼玉県警にたいして厳重に抗議し、もはや公正におこなわれえない竹本処分審査をただちに中止するよう、強く要求する。

資料 9.

昨日の強制捜索についてとりあえず報告する

一九七三年六月二十九日
教養部 池田浩士

六月二十八日午前六時十五分、京都府宇治警察署司法警察員警部長谷義郎に指揮された京都府警および宇治署の私服警官八名（ほか数名が外で待機）が、埼玉朝霞警察署助勤・埼玉県警本部警備第二課・司法警察員・警視高橋孝人の請求にかかる浦和地裁裁判官菊地光弘名の「捜索差押許可状」なる紙片をもって、宇治市五ヶ庄京都大学職員宿舎内のわたしの「居室付属建物及び同人使用の郵便受箱」にやってきた。職員宿舎に関しては、時計台管財課が管理していることを、かねてからさまざまな文書・回覧板などを通じて知っていたので、警察官たちをたいして、「大学当局の許可を得てきたのか？」とただしたところ、「通じている」との答えだった。そこで、入口鉄扉の鎖錠をかけたまま、小山田重和管財課長の居室（左京区田中関田町京大職員宿舎）に電話をして、事情説明と責任者の立会いを求めたところ、「直接の管理責任は私にあるが、捜索については何もきいていないし、上司にはかかったうでない」とも言えない」という無責任な答えをくりかえすのみだった。五分近くも小山田管財課長と電話で話しているあいだに、私服たちは、外から勝手に鎖錠を付けて「居室」内に乱入した。「少なくとも大学の責任者から連絡があるまで待つように」というわたしの要求は、数えのたので押入った彼らのまえでは無力だった。やむなく捜索令状の提示をもとめ、拒否と妨害にさらされて何とかその要旨を写しとることができただけだった。「松下昇」氏による「犯人隠避」容疑事件に關した捜索であるという。捜索は、わたしが仕事部屋兼寝室として使っている四畳半（団地サイズで実質は三畳半）を中心におこなわれた。仕事にさしかえるから、という再三の強い要求で、一冊一冊ページをめくられた本も書類も、ほぼ原状に復された。（六

月二十日におこなわれた松下昇氏宅の捜索では、あとかたづけに三日間を要したという。この違いは重要である。弱い立場に被処分者失業者にたいして権力は笠にかかって攻めてくる。急に必要ながあって前の晩に家ちゅうをさがして見つからなかった小さな品物が私服たちによって発見されるというオマケまでついた。

教養部のわたし（たち）の研究室も同時に捜索されることになっていた。これについては、私服たちがやってくる五分ほど前に、同室の同僚から電話で知らされていた。しかし、大学当局者からは、この研究室の捜索についてすら、電話による連絡さえもなかった。

午前九時十五分ごろ八人の私服たちは捜索の終了を宣言した。「班長」と呼ばれた男が、わたしの要求に応じて、「捜索証明書」（差押物件が何もなかったという証明書）を書きはじめた。ところがそのあとになって、ひとりの私服が別室でのごそごとわたしのカバンをあけているのを発見したのである。強く抗議すると、その男は顔をかえてすぐその行為を中止した。何だかんだと八人で言いわけ強弁しようとしたが、その不法行為には弁解の余地はなく、ようやく、「そうだ、郵便受箱をまだ見ていなかった」と渡り舟の口実に思いあたった彼らは、逃げるように「居室付属建物」から退散した

明らかに不法なこの行為は、三時間におよぶこの捜索で、たまたまゴミ収集日にあたっていたため外へ出そうとしていたゴミのポリ袋の汚物のなかまでかきまわしたにもかかわらず「証拠物又は没収すべきもの」がなにひとつ発見されなかったという事実とともに、この捜索そのものの不当性・不法性をよく物語っている。なんだから口実をもうけて引きのばされたすえようやく宿舎の中庭で「捜索証明書」が交付されたのは、九時二十五分だった。（ただし、連中が来たときには正確に動いており、そのまま部屋に置いてあったわたしの腕時計はどうしたわけかそのとき正確に八時二十五分をさして、うかつなことに大学に到着するまでわたしは一時間遅れでモノゴトを考えていたのである。妻の腕時計も同じだったことが

夜になってわかった。）

研究室の捜索は、東慎之介教養部長や同僚たちの筋道立った対応によって、わたしが大学に到着するまで開始されていなかった。わたしは、大学の管理責任者たる前田学長の立会いを求めたが、この当然な要求は、大西一正事務局長の人をひととも思わぬ横柄で傲慢で一方的な態度によって、しりぞけられた。金持の貧乏人になつるごとき、小ブルジョワの被差別人民にたいするごとき、この大西事務局長の対応を、わたしは強く糾弾する。なぜなら、この捜索は、竹本助手処分審査と直接かかわっている問題であり、まさに大学評議会の自律的な処分審査の可能性そのものが問われているにもかかわらず大西事務局長は、官憲の介入に一片の抗議姿勢さえ示さないのみか不当な捜査を二度にわたって受けつつあるわたしを部下たちと警察権力にまもられながら、ドナリつけ、恐喝したのである。

十一時五十分ごろから十名の捜査官によってほぼ一時間にわたっておこなわれた研究室の捜索には、東教養部長、同室の野村修さん、そして慣例によって同窓会の八島委員長が立会った。捜索の成果は、「本件」との関連性がきわめて疑わしい文書のコピー二通およびその封筒だけだった。十人の私服たちは、駆けつけた学生諸君の怒りにあわてふためき、ハンドトーカーで機動隊を呼んで、その棍棒と楯に救出されて帰っていった。

この問題については、これから、いつまでも執拗に、その不当性を追及しつづけねばならない。ここでは、さしあたり、いくつかの問題点だけ確認しておくにとどめよう。まず第一に、今回の捜索は、押収品の点からみても、捜索のやりかたからみてもあきらかに不当不法なものであり、絶対にゆるすことはできない。（わたしが研究室捜索の「立会人」なのかどうかについては、京都府警・中野鏡警部補と、川端署警備課長とのあいだで最後まで対立・内ゲバがあった。）竹本助手処分であれ何であれ、現体制の方針に少しでも、異となえる人間（ここでは、とりわけ松下昇氏）を徹底的に弾圧し、それに連帯する人間を市民社会から分離し抹殺していかうとするファシズムの手法を、ここに見ることが出来る。大学闘争の貴重

な体験を通じて知りあったわたし（たち）のすぐれた、たいせつな友人・松下昇氏とわたし（たち）を切りはなし、わたし（たち）の口と行動を封じようというのだ。筑波大学法に口で反対するのはたやすい。しかし法律というものは、こうした現実の弾圧と、その弾圧に屈服するものたちに支えられてのみ、現実的な力をもつのである。そしてなによりも、竹本処分審査に証人・参考人として登場する意志があることを評議会に申し出るやいなや合憲によって「犯人隠避」で踏みこまれるということは竹本処分が単なる手続の問題ではありえないことを、今回の事態はなによりもよく物語っている。

こうした官憲の介入のもとでしかなさえない（処分審査）が公正でありうるはずはない。京大評議会がいまなさねばならぬこと、それはこの審査を即刻中止することである。そして、われわれがこれからなさねばならぬことは、法案が成立しようがすまいが着々とすすめられている筑波大学体制に反対するわれわれの側の態勢をいっそう強固にうちかため、竹本処分の不当性とこの処分をとりまくあらゆるファシヨ的状况を、ますます鋭くあばきつつけることである。